

青森県産業立地促進費補助金

対象地域	県内全域
対象企業	<p>【1】 県の誘致企業</p> <p>【2】 県内企業(青森中核工業団地及び金矢工業団地に限る)</p> <p>【3】 上記の企業に建物及び機械設備をリースする企業</p> <p>※増設の場合は、県の誘致企業に限る</p>
対象業種	製造業、頭脳立地業種、研究開発型企业、医療・健康福祉関連業種及び農商工連携関連業種、情報通信関連業種、非製造業(道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業)(上記のほか、環境・エネルギー産業創造特区エリアにおいては、環境リサイクル・エネルギー関連業種も対象)
補助対象	<p>【1】 土地の取得経費(金矢工業団地に限る)</p> <p>【2】 建物・機械設備の取得(新設の場合はリースを含む)経費</p> <p>※土地リース制度を活用し、建物等を取得する場合も補助対象とする。</p>
要件	<p>次の【1】、【2】及び【3】(新設の場合のみ)の全てを満たすこと。</p> <p>【1】 設備投資額(土地及び建物・機械設備の取得(リースを含む)経費)1億円以上</p> <p>【2】 雇用増10人以上</p> <p>※むつ小川原開発地区、金矢工業団地、青森中核工業団地の情報通信関連業種においては雇用増5人以上</p> <p>【3】 土地取得又はリース(青森中核工業団地・金矢工業団地の補助率20%の場合は取得に限る)</p> <p>※本社機能移転の場合は、設備投資額5千万円以上、雇用増5人以上</p>
補助率	<p>【1】 新設</p> <p>①設備投資額1億円以上、雇用増10人以上 補助対象経費の5%</p> <p>②設備投資額3億円以上、雇用増20人以上 補助対象経費の10%</p> <p>○頭脳立地業種の場合は、設備投資額1億円以上・雇用増20人以上</p> <p>○ソフトウェア業、情報サービス業、情報通信関連業種、環境リサイクル・エネルギー関連業種の研究所は設備投資額1億円以上・雇用増10人以上(情報通信関連業種でむつ小川原開発地区、金矢工業団地、青森中核工業団地の場合は雇用増5人以上)</p> <p>※上記にかかわらず、</p> <p>○金矢工業団地の土地取得費は40%以内</p> <p>○金矢工業団地(製造業、研究開発型企业等の大企業で設備投資額1億円以上・雇用増10人以上の5%、頭脳立地業種の大企業で設備投資額1億円以上・雇用増10人以上の5%を除く)、青森中核工業団地は20%</p> <p>○1万㎡未満の土地リースの場合は5%</p> <p>【2】 増設</p> <p>①設備投資額1億円以上、雇用増10人以上 補助対象経費の5%</p> <p>②設備投資額3億円以上、雇用増20人以上 補助対象経費の10%</p> <p>※ただし、1企業1回限りとする。</p> <p>※本社機能移転の場合</p> <p>①設備投資額5千万円以上、雇用増5人以上 補助対象経費の10%</p> <p>②設備投資額3億円以上、雇用増20人以上 補助対象経費の15%</p>

補助限度額	<p>【1】 新設</p> <p>3 億円。ただし、1 億円を超える場合、単年度の交付額は 1 億円を限度とし、複数年にわたって分割交付する。</p> <p>※①むつ小川原開発地区は 5 億円（製造業、研究開発型企業、頭脳立地業種で設備投資額 1 億円以上・雇用増 10 人以上の場合は 3 億円。）</p> <p>②金矢工業団地、青森中核工業団地は 5 億円（道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業の非製造業の場合は 3 億円、金矢工業団地の製造業、研究開発型企業等及び頭脳立地業種で設備投資額 1 億円以上・雇用増 10 人以上の場合は 3 億円）</p> <p>③設備投資額 30 億円以上・雇用増 30 人以上の場合（特例） 5 億円（むつ小川原開発地区、金矢工業団地、青森中核工業団地の場合は 10 億円）</p> <p>④設備投資額 60 億円以上・雇用増 60 人以上の場合（特例） 8 億円（むつ小川原開発地区、金矢工業団地、青森中核工業団地の場合は 15 億円）</p> <p>⑤設備投資額 100 億円以上・雇用増 100 人以上の場合（特例） 10 億円（むつ小川原開発地区、金矢工業団地、青森中核工業団地の場合は 20 億円）</p> <p>※金矢工業団地及び青森中核工業団地については、土地取得額の 2 倍又は補助限度額のいずれか低い額</p> <p>【2】 増設</p> <p>1 億円</p>
-------	--